

入札及び開札参加心得書

入札及び開札に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書及び係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 入札に関する事項について、不明の点、疑問の点、その他理解できない点があった場合には、入札書の提出前に係員に対し問い合わせること。
- 4 入札に参加する者は、入札について談合又は何らの協議もしてはならない。
- 5 県に提出した入札書は、書換え又は取消しをすることができないので、誤算や違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 6 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、金額はアラビア数字で記入すること。
- 7 次の入札は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
 - (1) 金額の記載がないもの。
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反したとき。
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札。
 - (4) 入札書が所定の場所及び日時に到着しないとき。
 - (5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できないとき。
 - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が、指定した条件を満たさないとき。
 - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があって、必要事項を確認できないとき。
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者が入札したとき。
 - (9) 入札書に日付のないもの、または日付に記載誤りがある入札。
- 8 入札は本人又は代理人によって行われることになるが、代理人の場合は、別紙様式の委任状を入札前又は入札書と同時に提出すること。ただし、入札保証金を納付する者については、入札保証金の納付までに提出すること。

また、入札書に押印する印鑑は、委任状に押印した代理人の印鑑（私印）を押印すること。
- 9 開札は、本人又は代理人として委任を受けている者が立ち会うことができる。

また、開札中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。

- 10 再度の入札については、第1回の入札で落札者がいない場合で、県において必要があると認め、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつて、そのすべての同意が得られれば直ちにその場で再度の入札を行うことがあること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、県の予定価格の範囲内で、最低額をもって有効な入札を行った入札者を落札者とするが、当該契約の確定は契約書に双方がともに押印したときであること。
- 13 落札者は直ちに県の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること
- 14 入札書は県の定める様式によるものとし、入札書はあらかじめ用意しておくこと。
- 15 その他、入札及び開札参加に当たつての心得については、入札説明書の入札及び開札に係る事項を遵守すること。